

川崎市介護保険料減免要綱

平成 12 年 3 月 30 日

11 川健介第 465 号

健康福祉局長専決

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市介護保険条例（平成 12 年川崎市条例第 25 号。以下「条例」という。）第 17 条に規定する保険料の減免に関して、川崎市介護保険条例施行規則（平成 12 年川崎市規則第 57 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(減免要件)

第 2 条 区長は、規則第 19 条の規定による申請があった場合において、当該被保険者が次の各号のいずれかに該当し、保険料を納付することが困難と認めるときは、保険料を減免する。

(1) 条例第 16 条第 1 号の事由に該当した場合（以下「災害損失」という。）

ただし、故意に災害を発生させた場合を除く。

(2) 条例第 16 条第 2 号、第 3 号又は第 4 号に該当した場合（以下「所得減少」という。）

(3) 生活が著しく困難である場合（以下「生活困窮」という。）

(4) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 63 条に係る場合（以下「給付制限」という。）

(5) 低所得者で特に生計が困難である場合（以下「負担軽減」という。）

(減免の認定等)

第 3 条 前条の要件に該当する被保険者の認定、減免率及び減免期間は次のとおりとする。

(1) 災害損失

ア 認定

災害損失は、3割以上の損失を受けた場合に認定する。この場合における被害程度の判定は、原則として、消防署長等所轄の関係官公署の長の発行する証明書により行う。ただし、罹災者名簿等で確認できる場合はこれにより行うことができる。

イ 減免額及び減免期間

(ア) 減免額

災害損失に係る減免は、月割保険料額（以下「月割額」という。）を全額免除する。ただし、既に納付した保険料については減免を行わないものとする。

(イ) 減免期間

災害損失に係る減免の期間は6月とする。なお、この期間が翌年度分の保険料に及ぶことは差し支えないものとする。

(ウ) 申請期間

災害損失に係る減免の申請は、災害発生日から6月以内とする。

(2) 所得減少

ア 認定

第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の申請月以降1年間の所得（以下この号において「減免基準所得金額」という。）が当該年度の保険料の賦課基準となった年の総所得金額に対して著しく減少し、かつ本人非課税の範囲と認める場合に所得減少と認定する。

イ 減免基準所得金額の算定

減免基準所得金額の算定は次の方法による。なお、収入金額の推計、減免基準所得金額の算定にあたっては、その裏付けとなる証明書及び帳簿等の提出並びに実態調査等によって、その適切な把握をすること

とする。

(ア) 収入金額の推計

減免申請時において把握した収入金額から推計する。

(イ) 減免基準所得金額の算出

(ア) により推計した収入金額について、次により減免基準所得金額を算出する。

a 給与等による収入

給与、賞与、雇用保険金等の収入については、給与所得控除額に相当する額を控除し、減免基準所得金額とする。

※ 添付書類の給与証明書の内容に不審な点がある場合、あるいは通常の収入額より相当程度低いと判断される場合には、事業主から具体的に調査確認をすること。

b 各種年金による収入

各種年金（非課税年金を含む）による収入については、公的年金控除額に相当する額を控除し、減免基準所得金額とする。

c 事業による収入

事業による収入は、その必要経費相当額を控除し、減免基準所得金額とする。

d その他の収入

仕送り等のその他の収入については、その収入金額を減免基準所得金額とする。なお、社会事業団体その他から臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であって社会通念上収入として認定することが適当でないものは、収入として認定しないものとする。

e 収入として認定しないもの

譲渡など一時的な収入は、収入として認定しない。

ウ 減免額及び減免期間

(ア) 減免額

所得減少に係る減免は、第 1 号被保険者の合計所得金額、課税年金収入額及び課税非課税の別並びに、第 1 号被保険者の属する世帯の世帯員の課税非課税の別と第 1 号被保険者の老齢福祉年金の受給の有無の状況に応じて、次の表に定める額とする。（この場合、第 1 号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の課税非課税の別については減免基準所得金額をもって判断する。また、主たる生計維持者が第 1 号被保険者本人の場合は、表中の「合計所得金額」は「減免基準所得金額」と読み替える。）ただし、既に納付した保険料については減免を行わないものとする。

合計所得金額（ただし、租税措置法（昭和 32 年法律第 26 号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額及び平成 30 年度税制改正に伴う所得指標の見直しを反映させた後の額、以下この表内において同じ）、課税年金収入額及び課税非課税の別並びに老齢福祉年金受給の状況	減免後の保険料額
・ 第 1 号被保険者及びその属する世帯員全てが市民税非課税 ・ 老齢福祉年金受給有	条例第 8 条第 2 項に規定する額の 12 分の 1 の額
・ 第 1 号被保険者及びその属する世帯員全てが市民税非課税 ・ 課税年金収入額及び合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が 80 万 9 千円以下	条例第 8 条第 2 項に規定する額の 12 分の 1 の額
・ 第 1 号被保険者及びその属する世帯員全てが市民税非課税 ・ 課税年金収入額及び合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が 120 万円以下	条例第 8 条第 3 項に規定する額の 12 分の 1 の額
・ 第 1 号被保険者及びその属する世帯	条例第 8 条第 4 項に規定す

員全てが市民税非課税 ・課税年金収入額及び合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が120万円超	る額の12分の1の額
・第1号被保険者市民税非課税 ・その属する世帯員のうち、いずれかの者が課税 ・課税年金収入額及び合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が80万9千円以下	条例第8条第1項第5号に規定する額の12分の1の額
・第1号被保険者市民税非課税 ・その属する世帯員のうち、いずれかの者が課税 ・課税年金収入額及び合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が80万9千円超	条例第8条第1項第6号に規定する額の12分の1の額

(イ) 減免期間

減免の対象となる保険料は、申請のあった日の属する月の保険料から当該年度内までの保険料について行う。

(3) 生活困窮

ア 認定

第1号被保険者の属する世帯の実収入見込月額が、その世帯につき算定した減免基準生活費（生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する基準生活費（第1類、第2類及び障害者加算を合算した額））の額に満たない場合で、かつ活用できる資産（預貯金にあっては別に定める額以下であること。）がない場合に生活困窮として認定する。

なお、この場合の世帯とは同一生計の実世帯をいう。

イ 減免基準生活費

減免基準生活費の算出における基準生活費（生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する額）は、当該年度4月1日時点における額とする。

ウ 実収入見込月額の算定

実収入見込月額の算出は、その世帯の総収入月額とし、収入が確実に推定できないときは前３月間の平均収入月額によって行う。

エ 減免額及び減免期間

（ア）減免額

生活困窮に係る減免適応後の額は、当該第１号被保険者に課される月割額について条例第８条第１項第６号に規定する保険料率を１／２で除した額に０．２５を乗じた額とする。ただし、既に納付した保険料については減免を行わないものとする。

（イ）減免期間

減免の対象となる保険料は、申請のあった日の属する月の保険料から当該年度内までの保険料について行う。

（４）給付制限

ア 認定

第１号被保険者が法第６３条に該当する事由で申請があった場合は、在監証明等により事実の確認を行う。ただし、該当する期間が１月に満たない場合は、給付制限と認定しない。

イ 減免額及び減免期間

（ア）減免額

給付制限に係る減免は、月割額を全額免除する。

（イ）減免期間

減免の対象となる保険料は、事由発生日の属する月の保険料から当該年度内までの保険料について行う。

（５）負担軽減

ア 認定

介護保険料を滞納していない市民税世帯非課税の第1号被保険者で、第1号被保険者の属する世帯の実収入見込年額が150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下かつ活用できる資産（預貯金にあっては別に定める額以下であること。）がない場合に負担軽減として認定する。なお、実収入見込年額を算定する場合の世帯とは同一生計の実世帯をいう。

イ 実収入見込年額の算定

実収入見込年額の算出は、その世帯の総収入年額とし、収入が確実に推定できないときは前3月間の平均収入月額をもとに算出する。

ウ 減免額及び減免期間

（ア）減免額

負担軽減に係る減免適応後の額は、当該第1号被保険者に課される月割額について条例第8条第1項第6号に規定する保険料率を12で除した額に0.5を乗じた額とする。ただし、既に納付した保険料については減免を行わないものとする。

（イ）減免期間

減免の対象となる保険料は、申請のあった日の属する月の保険料から当該年度内までの保険料について行う。

（6）東日本大震災により被災した被保険者への減免特例措置

ア 認定

東日本大震災による被災者であって、次のいずれかの区域等に住所を有していた被保険者について認定する。ただし「（イ）旧避難指示区域等」のa～dに住所を有していた被保険者のうち、上位所得層（被保険者本人の当該年度合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得にかかる特

別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額及び平成30年度税制改正に伴う所得指標の見直しを反映させた後の額）が633万円以上）は除く。

（ア）帰還困難区域

（イ）旧避難指示区域等

次の5つの区域等をいう。

- a 平成28年度及び平成29年度に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域）
- b 令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）
- c 令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾町の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部）
- d 令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（飯舘村の一部及び富岡町の一部）
- e 令和7年3月31日に指定が解除された旧帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）

イ 減免額

東日本大震災に係る減免は、月割額を全額免除する。

ただし、別表に定めるところにより、対象地域について減免特例措置を段階的に見直し、見直し開始年度は保険料額の半額を免除し、見直し開始年度の次年度以降は免除しないこととする。

ウ 減免期間及び申請期限

帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者

に係る減免期間は、申請のあった日の属する月から当該年度3月分までとし、申請期限は当該年度3月31日までとする。ただし、令和7年3月31日に指定が解除された旧帰還困難区域の上位所得層の被保険者に係る減免期間は、申請のあった日の属する月から令和7年9月分までとし、申請期限は令和7年9月30日までとする。

（申請書提出に係る特例）

第4条 区長は、規則第19条の規定による申請書の提出が納期限内に行えないことについてやむを得ない理由があると認めた場合は、納期限内に申請書の提出があったものとみなして、これを処理することができる。

（申請書の受理等）

第5条 区長は、規則第19条の規定による申請書が提出されたときは、申請書及び申請理由を証明する添付書類に不備がないかを確認し、申請書及び添付書類をもとに、申請者から詳細に事情を聴取し、事実の確認を行った上、受理する。

2 前項の口頭審査で事実の確認が困難である場合は、実地調査等により事実の確認に努めるものとする。

（審査及び決定）

第6条 区長は、前条第1項の規定により申請書を受理したときは、申請書及び添付書類等に基づき、減免実態調査票を作成の上、申請内容を審査し、減免の承認又は不承認を決定する。ただし、暫定期間中に、「所得減少」及び「負担軽減」に関する減免の申請があった場合は、第3条第2号及び第5号の減免基準を準用して減額修正を行い、当該被保険者の保険料額が確定した後に減免の承認又は不承認を決定するものとする。

（決定通知）

第7条 区長は、前条の減免の承認又は不承認の決定をしたときは、速やか

に決定内容を被保険者あて通知するものとする。

- 2 災害損失にかかる減免において、免除期間が翌年度に及ぶ場合は、翌年度において、当該年度に係る減免の決定内容を被保険者あて通知する。この場合においては新たな申請書の提出は必要としない。

(減免の取消し)

第8条 区長は、介護保険料の減免承認を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当したときは、承認の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請をしたとき。

(2) 減免を承認された被保険者又はその世帯の資力、その他の事情の変更により減免が不相当と認められるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (15川健介保第1399号・健康福祉局長専決)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (17川健介保第1493号・健康福祉局長専決)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (20川健介保第2037号・健康福祉局長専決)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (23川健介保第2259号・健康福祉局長専決)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (24川健介保第2223号・健康福祉局長専決)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (25川健介保第687号・健康福祉局長専決)

この要綱は、平成２５年８月１日から施行する。

附 則（２５川健介保第２０４４号・健康福祉局長専決）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（２６川健介保第１１１１号・健康福祉局長専決）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月１０日２７川健介保第１０４８号・市長決裁）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成２８年度分の保険料から適用する。

附 則（２８川健介保第１１４８号・健康福祉局長専決）

この要綱は、平成２９年４月１日から施行し、改正後の第３条第６号の規定については、平成２８年４月１日以降に同号により減免認定した被保険者に対して適用する。

附 則（２９川健介保第１２７２号・健康福祉局長専決）

１ この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

２ 改正前の第２条第６号及び第３条第６号の規定に基づき、平成３０年３月３１日までに平成２９年度の保険料の減免認定を行った被保険者について、平成３０年度の保険料が条例第９条の規定に基づき算定される場合は、なお従前の例による。

附 則（３０川健介保第１２２９号・健康福祉局長専決）

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（３１川健介保第１１４４号・健康福祉局長専決）

この要綱は、令和元年１０月２５日から施行し、第３条第７号の規定については、令和元年１０月１２日以降に同号により減免認定した被保険者に対して適用する。

附 則（３１川健介保第１４４９号・健康福祉局長専決）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（２川健介保第１５６７号・健康福祉局長専決）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（３川健介保第１４７５号・健康福祉局長専決）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（４川健介保第１５００号・健康福祉局長専決）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（５川健介保第１６１４号・健康福祉局長専決）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（６川健介保第１５６７号・７川健介保第２１３号・健康福祉局長専決）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第３条（６）イ関係）

震災当時に住所を有していた地域（福島県内）	見直し開始年度
【平成２８年に解除された地域】 ・ 葛尾村の一部、南相馬市の一部 （旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域） ・ 川内村の残り全域（旧居住制限区域）	令和７年度
【平成２９年に解除された地域】 ・ 飯舘村の一部、浪江町の一部、川俣町、富岡町の一部 （旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域）	令和８年度
【平成３１年に解除された地域】 ・ 大熊町の一部 （旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域）	令和１０年度
【令和４年に解除された地域】 ・ 葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部 （旧特定復興再生拠点区域）	令和１３年度
【令和５年に解除された地域】 ・ 浪江町の一部、富岡町の一部、飯舘村の一部 （旧特定復興再生拠点区域）	令和１４年度